

各都道府県知事  
各都道府県議会議長  
各指定都市市長  
各指定都市議会議長

殿

総務省自治行政局長  
(公印省略)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令  
第三条第一項に規定する総務大臣の定める区分及び総務大臣の定める額  
を定める件の施行について（通知）

「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第三条第一項に規定する総務大臣の定める区分及び総務大臣の定める額を定める件」（平成28年総務省告示第18号）が平成28年1月25日付け官報第6700号をもって告示されましたので、下記事項に御留意のうえ、適切に施行されますよう特段の御配慮をお願いします。

なお、平成27年度中に締結される調達契約についての地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）の適用基準額は、平成26年総務省告示第11号によることとされていますので御留意ください。

本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

## 記

- 1 特例政令の適用基準額は、下記の区分に応じ下記に掲げる額とされたこと。

(1) 物品等の調達契約	3千3百万円
(2) 特定役務のうち建設工事の調達契約	24億7千万円
(3) 特定役務のうち建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスの調達契約	2億4千万円
(4) 特定役務のうち上記以外の調達契約	3千3百万円
- 2 1の適用基準額は、平成28年度及び平成29年度（平成28年4月1日から平成30年3月31日まで）の両年度に締結される調達契約について適用するものとされたこと。